

美女木八丁目町会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会の名称は美女木八丁目町会という。(以下町会という)

(事 務 所)

第 2 条 この会の事務所は町会長宅に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第 3 条 この会は自主的な民主団体として町会に居住するものの、相互協力により町会の親睦融和を図り生活環境の向上、福祉の増進を目的とする。

第3章 事 業

(事 業)

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 市行政の周知徹底
2. 生活条件の改善向上に関する事
3. 福祉厚生に関する事
4. 教育文化に関する事
5. 町会の生活環境整備の拡充のために市当局に対する具申
6. その他町会の目的達成に必要と認められること

第4章 会 員

(資 格)

第 5 条 会員は美女木八丁目町内居住者として1世帯を単位として構成する。

(義務権利)

第 6 条 会員は会の運営に協力し会員はすべて会に対し平等の受益権を持つ。

1. 会員は役員に選出され、また役員を推薦選出し意見を発表し、かつ議決に参加することができる。
2. 会員は必要に応じて会計簿ならびに証拠書類及び各会議の記録を閲覧することができる。

第5章 役員

(役員)

第7条 この会は下記の役員を置く。

| | |
|--------|------|
| 顧問 | 若干名 |
| 町会長 | 1名 |
| 副町会長 | 若干名 |
| 会計書記 | 1名 |
| 公民館館長 | 1名 |
| 衛生自治会長 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 班長 | 各班1名 |
| 副班長 | 各班1名 |

(役員を選出)

- 第8条
1. 町会長、副町会長、会計、書記、公民館館長、会計監査は理事会において選出し、総会で承認を得る。
 2. 顧問は理事会の承認を得て町会長が委嘱する。
 3. 理事は町会長が選出と委嘱をし、総会の承認を得るものとする。
 4. 子供会会長と健友会会長は理事以上の役職を兼務するものとする。
 5. 班長、副班長は編成された班内の協議により選出し、町会長が委嘱する。
 6. 班長、副班長は他の役職を兼任する事はできる。

(役員の仕事)

- 第9条
- 町会長は本会を代表し会務を総括する。
副町会長は町会長を補佐し町会長事故あるときは、その職務を代行する。
1. 役員は諸行事の円滑な運営を図るものとする。
 2. 班長は会費の集金、諸行事の円滑な運営を図るものとする。
副班長は班長を補佐する。
 3. 会計監査は会計事務を監査する。

(役員の仕事)

- 第10条
- 町会長、副町会長、会計、書記、公民館館長、会計監査、理事の任期は2カ年とし、各班長の任期は1カ年とする。ただし再任をさまたげない。
- 子供会会長からの理事としての任期は在任中とする。
- 役員に変更を生じた場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

(会 議)

- 第 11 条
1. 会議は総会、三役会、理事会及び役員会とし、いずれも町会長がこれを招集する。
 2. 総会は毎年度始めに前年度の事業報告、決算を報告し、新年度の事業計画及び、予算を審議決定する。
会員の2分の1以上の要求があったときは、町会長は臨時に総会を開催しなければならない。
 3. 三役会は町会長、副町会長、会計、書記が集合し重要案件の方針や原案を審議する。
 4. 理事会は町会長はじめ理事以上の者が集合し総会に向けた重要案件の方針や原案を審議又は伝達する。
 5. 役員会は町会長はじめ理事会の構成員と班長（又は副班長）が集会し諸行事の伝達を主とするが、案件によっては審議も行う。
・役員会は毎月第一日曜日を定例とし支障のある場合は他日とする事が出来る。（但し5月、12月、1月は開催しない。）
 6. 会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成によるところによる。

(専門部)

- 第 12 条 事業推進の必要に応じて専門部を置くことができる。

第7章 会 計

(会 計)

- 第 13 条 本町会の経費は会費及び賛助会員、補助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(会 費)

1. 会費は、1世帯当月額200円と定め、班長が集金して会計に納入する。
2. 賛助会費は年間12,000円と定め班長が集金して会計に納入する。
3. 会員の町会費は途中脱会の場合は返却しないものとする。

(会計年度)

- 第 14 条 本町会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(附 則)

1. 本会の運営に必要な細則は別に定める。
2. この会則の改廃は総会の決議による。
3. この会則は昭和58年5月1日より施行する。
4. 平成15年5月11日改定施行する。
5. 平成17年5月8日改定施行する。
6. 平成19年5月13日改定施行する。